

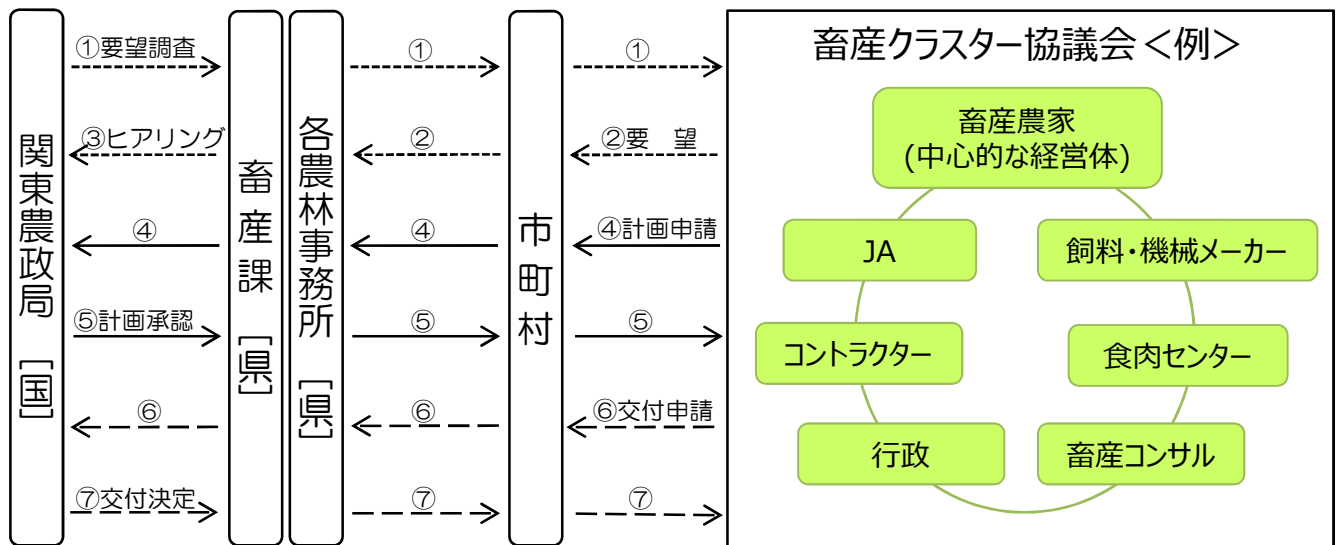
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のご紹介 (畜産クラスター事業)

1 事業の概要

- ・県内の畜産業の発展を図るため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し一体となって、地域全体で収益性向上を図ろうとする取組を支援します。
- ・畜産クラスター協議会(※)(事業実施主体)は、収益性向上等を図るための畜産クラスター計画を策定し、そこに位置づけられた畜産農家(中心的な経営体)に対して、計画達成に必要な施設整備を補助します。

【補助率：国 1 / 2 以内(補助上限は5億円/年(2年計画の場合最大10億円))】

※畜産クラスター協議会：畜産業を営む者(中心的な経営体)の他、関係者2者以上が参画する取組団体。協議会は、収益性の向上を図るための計画(畜産クラスター計画)を策定し、知事の認定を受ける必要があります。



2 施設整備に取り組める者(取組主体)

- (1) 畜産を営む者 ※次の①、②に該当する者
- ① 事業実施から3年以内に農事組合法人等の法人になる計画を有すること。
 - ② 次の全てに該当すること。
 - ア 所得税法に基づく青色申告の承認を受けており、今後の経営継続が見込まれること。
 - イ 原則として45歳未満、または45歳以上であっても後継者の確保が見込まれること。
 - ウ 法人化しないことと理由があり、ア・イに該当することに知事が特に認めること。

(2) 農事組合法人

(3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(4) 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。

(5) 特定農業団体

(6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会

(7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人

(8) 農業者が組織する団体

(9) 公社、地方公共団体

3 整備対象となる施設

(1) 家畜飼養管理施設	肉用牛舎、乳用牛舎、一般豚舎、分娩豚舎、ウインドウレス鶏舎など
(2) 家畜排せつ物処理施設	堆肥処理施設、汚水処理施設など
(3) 自給飼料関連施設	バンカーサイロ、飼料原料保管施設、飼料調製施設など
(4) 畜産物加工、展示・販売施設	
(5) (1) から (4) までの施設の補改修	

4 基準事業費（抜粋・本体事業費のみ）

対象施設	基準事業費	対象施設	基準事業費
肉用牛舎	48千円/㎡	ウインドレス鶏舎	68千円/㎡
乳用牛舎	80千円/㎡	堆肥舎（500㎡未満）	71千円/㎡
乳用牛舎（哺育育成）	83千円/㎡	堆肥舎（500㎡以上）	67千円/㎡
一般豚舎	69千円/㎡	尿貯留施設（1,000㎡未満）	55千円/㎡
分娩豚舎	69千円/㎡	尿貯留施設（1,000㎡以上）	26千円/㎡

5 要件と成果目標

- (1) 生産効率を改善すること：頭羽数当たりの畜産物の出荷量の増や労働時間の低減など
- (2) 成果目標：単位頭羽数当たり販売額、生産コスト、農業所得又は営業利益
- ①大規模の場合：15%以上の増加あるいは15%以上のコスト削減
- ②中小規模の場合：10%以上の増加あるいは10%以上のコスト削減
- ※中小規模の定義は、常時雇用人数が5人以下であること（ただし家族は従業員に含めない）

6 要望・お問い合わせについて

- (1) 事業の要望・お問い合わせは、管轄の農林事務所または市町村の農業主管課へご相談下さい。
- (2) 施設整備事業の実施の前に、畜産クラスター協議会の設立（または既存協議会への加入）及びクラスター計画の策定が必要です。

お問い合わせ先	管轄市町村	電話番号
県北農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	0294－87－6680
県央農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	029－231－0476
鹿行農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	0291－33－4118
県南農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	029－822－8521
県西農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	0296－24－9166
茨城県農林水産部畜産課		029－301－3988